

### 1. 環境事業の取り組み

#### 1. 1 雑草抑制・低生長芝等の省管理型緑化の導入

当社では、雑草の除去や芝刈り等、緑化管理の省力化・コスト削減に大きな効果を発揮する新技術を導入しました。用途は幅広く一般家庭から事業所まで対応可能です。今回ご紹介した植栽は、それぞれ社内に展示しましたので、是非見学をしていただきたいと思います。(見学は随時受け付けています)

No.	種類	植栽名	特長
1	芝生植栽	雑草抑制	・高密度根茎の芝が雑草の育成を阻害 ・芝は特殊なアミノ酸を持ち雑草の発芽を抑制
		低生長芝	・生長高さが普通の芝の半分以下で、刈り込み作業の頻度低減
2	一般植栽	複層ボーダー植栽	・複数種類の植物を密集して生長させ雑草の育成を阻害 (生長能力が同じ植物の生存競争を利用)
3	壁面緑化	壁面植栽	・ウレタンベース素材を土の代替とすることで施工効率向上 ・電動弁による自動灌水で水やりの管理が容易



【モデル緑地完成イメージ】 【複層ボーダー植栽完成イメージ】 【壁面緑化】(日和本社) 【壁面緑化・拡大】

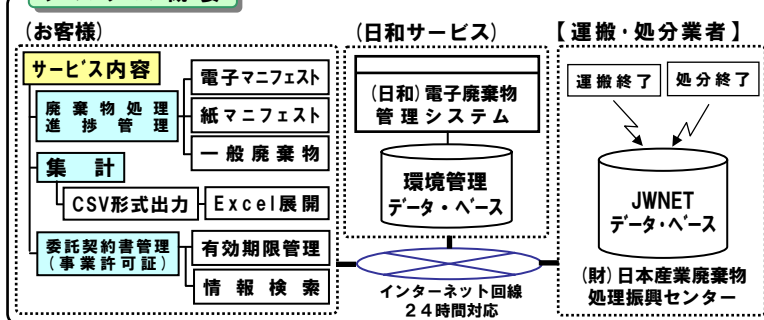
#### 1. 2 日和版電子廃棄物管理システムの導入

お客様に「安心・安全なサービスの提供」「シェアードサービス向上の取組み」の一環として、日和版電子廃棄物管理システム(NEWS: Nichiwa Electronic Waste management System)を導入しました。今後、当社営業担当からご案内致します。(2011年11月～)

##### サービス内容

- (1)当社と産廃契約しているお客様はご利用できます。
- (2)お客様のパソコンから廃棄物処理の進捗状況等を確認ができます。
- (3)電子 manifests、紙 manifests、一般廃棄物の伝票が発行できます。
- (4)委託契約書、事業許可証の期限管理を行います。
- (5)本システムは、24時間・365日利用可能です。
- (6)CSV形式出力により、各種集計作業の時間が軽減されます。(Excelによるデータ編集が可能です)
- (7)manifestsのデータは5年間保管しますので、お客様によるバックアップ処理が不要です。

##### システム概要



### 2. 環境法令のお知らせ

#### 2. 1 「放射性物質汚染対処特措法」の動向

「放射性物質汚染対処特措法」が8月30日に公布されました。特措法では、放射線物質に汚染された廃棄物の処理や汚染区域の除染等について、国や自治体、関係原子力事業者の責任範囲が示されています。

具体的な廃棄物処理や汚染除去の方法に関する基本方針等は今後明らかになり、2012年1月1日に施行されます。

詳細は、にちわ環境ニュース(号外)でお知らせします。

##### ◇法律の概要

No	項目	廃棄物処理	汚染の除去	備考
1	対象地域の指定	環境大臣	環境大臣	特別な管理を要する放射性物質汚染廃棄物のある地域、国が除染措置等を行う必要がある地域を指定
2	計画策定	環境大臣	環境大臣	No1以外の除染対象地域は自治体が計画策定
3	処理・除染の実施	国	国・自治体等	原子力事業所内の廃棄物処理、除染および原発事故で飛散した廃棄物処理は原子力事業者が行う
4	費用負担	原子力事業者	原子力事業者	国が必要に応じて財政上の措置等を実施する

◇参照: 環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」等に対する意見の募集(パブリックコメント)について  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14327>

#### 【ニュースに関するお問合せ】

日和サービス株式会社 カスタマーサービスセンターまで  
担当: 鈴木(090-4422-5446)、久保(090-8172-3420)  
E-mail: [cs-center@nichiwa-hitachi.co.jp](mailto:cs-center@nichiwa-hitachi.co.jp)

#### 【営業窓口】

日立営業所(080-5926-4377)  
ひたちなか営業所(080-5926-4273) URL: <http://www.nichiwa-hitachi.co.jp>